

平成 29 年 4 月 6 日

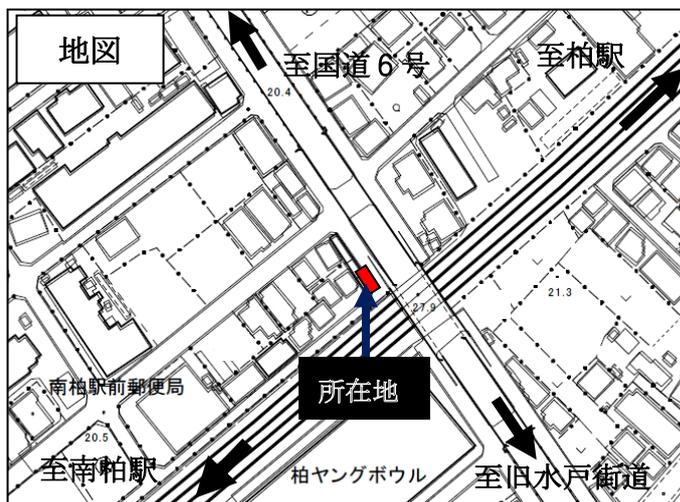


「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく 行政代執行の実施

- 日時：平成 29 年 4 月 20 日(木)
- 場所：柏市南柏二丁目 2 番 7 号

市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 27 年 5 月施行)」に基づく行政代執行を実施します。

当該建築物は、平成 23 年より所有者に対し、庁内関係部署が連携して指導を行ってきましたが改善されませんでした。JR 常磐線や都市計画道路に近接する敷地であることから、3 階建ての空家建築物の劣化が進む状況を看過することは公益に反すると判断し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、庁内の調整会議や学識経験者等で構成される協議会での協議を経て、市で初めて行政代執行を実施することとしました。



1 行政代執行の概要

- (1) 場所: 柏市南柏二丁目 2 番 7 号(地番: 柏市南柏二丁目 1 番地 12)
- (2) 日時: 平成 29 年 4 月 20 日(木) 午前 9 時 30 分開始

※天候等の影響によっては延期する場合があります。

行政代執行当日までに改善された場合は、代執行は中止となります。

- (3) 内容: 特定空家等の全部の除去

2 特定空家等の概要

- (1) 用途 : 事務所
- (2) 構造・規模 : 鉄骨造 3 階建
- (3) 登記上の建築年 : 昭和 46 年
- (4) 登記上の敷地面積: 23 m²
- (5) 登記上の延床面積: 38.5 m²

3 経過

年月日	内容
平成 23 年 3 月 11 日～	地域住民から連絡を受け、倒壊等の危険のある空家として把握。所有者に指導等実施
平成 23 年 9 月 1 日～	柏市空家等適正管理条例施行 本条例に基づき、指導等実施(文書、電話及び面談)

以下、空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の経過

年月日	内容
平成 28 年 4 月 20 日	外観調査
4 月 26 日	指導書通知
5 月 19 日	立入調査
5 月 31 日	庁内調整会議
8 月 29 日	所有者面談にて指導書再通知を手渡し
10 月 27 日	勧告(特定空家等の全部の除去)
12 月 16 日	空家等対策協議会
平成 29 年 1 月 10 日	空家等対策協議会部会
1 月 11 日	命令に係る事前通知
1 月 16 日	所有者面談(2 回目)
2 月 1 日	命令(特定空家等の全部の除去)
2 月 10 日	戒告(特定空家等の全部の除去)
4 月 6 日	行政代執行令書(特定空家等の全部の除去)
4 月 20 日	行政代執行の実施(予定)

※行政代執行の完了後、費用等の回収手続を実施します。

4 取材案内

- (1) 現地取材を希望される報道機関は、行政代執行の前日(4月19日(水)午後3時)までに都市部住宅政策課までご連絡ください。中止もしくは延期となった場合は、各報道機関へ情報提供いたします。
- (2) 現地取材に当たっては、当日の午前9時15分から撮影場所等の配慮事項について現地で説明を行いますので、時間までにお越しく下さい。
- (3) 住宅密集地での作業となり、周辺への安全対策を要するため、代執行による建物除却作業は、着手より相当の日時を要するものと見込んでいます。
- (4) 当該敷地には余裕がなく、前面道路からの作業となりますので、安全上、また、近隣の方々並びに通行される方々の迷惑にならないよう、職員・保安要員の誘導に従っていただくとともに、所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いいたします。
また、駐車場については民営の駐車場をご利用ください。
- (5) 本情報に関する当該建物関係者、周辺住民等への取材につきましては、代執行を的確に行うため、開始宣言(4月20日(木)午前9時30分頃)以降とされますようご協力をお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市都市部住宅政策課住宅政策担当 鈴木、本間
電話 04-7167-1147